

答申第 815 号

情公第 1632 号

令和 7 年 7 月 29 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 2 年 7 月 14 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件
（その 57）（諮問第 859 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、行政不服審査法第46条第1項の規定に基づく平成29年9月25日付け裁決を受け、平成31年2月4日付けで行った行政文書一部公開決定における非公開情報のうち、別表の項番①-1、③、⑪、⑫、⑬、⑰及び⑱の「非公開情報」欄に掲げる情報を公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 本件公開請求に対し、実施機関は、平成28年10月6日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、諾否の決定期間を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、行政文書一部公開決定（以下「原処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年2月8日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、原処分の取消しを求める審査請求（以下「前回審査請求」という。）を行った。
- (4) 前回審査請求に対し、諮問実施機関（条例第17条に規定するものをいう。以下同じ。）は、平成29年4月18日付けで、神奈川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に諮問した。
- (5) 上記(4)の諮問に対し、当審査会は、平成29年8月1日付けで別表の「行政文書名」欄に掲げる文書を特定の上、改めて諾否の決定を行うべきであるという内容の答申（以下「前回答申」という。）を行った。
- (6) 前回答申を受けた諮問実施機関は、平成29年9月25日付けで裁決（以下「本件裁決」という。）を行い、本件裁決を受けた実施機関は、審査請求人に対し、平成30年3月19日付けで、別表の「行政文書名」欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、本件行政文書に含まれる別表の項番①から⑳までの「非公開情報」欄に掲げる各情報（以下「本件非公開情報」という。）が条例第5条第1号本文に規定す

る個人に関する情報、同条第2号に規定する法人等に関する情報又は同条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由として、行政文書一部公開決定（以下「当初処分」という。）を行った。

(7) 審査請求人は、平成30年3月25日付けで、当初処分の取消しを求める審査請求を行った。

(8) その後、実施機関は、平成31年2月4日付けで、「行政文書一部公開決定一部変更決定通知書」と題する書面にて、当初処分で非公開とした情報の一部を公開する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(9) 審査請求人は、平成31年2月8日付けで、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(10) なお、過去に当審査会は、本件と同一の情報の非公開情報該当性が争われた同一の審査請求人による諮問案件を審議しており、実施機関に対し、別表の「当審査会が判断を示した過去の答申」欄に掲げる答申を行っている。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 行政文書の特定の妥当性について

ア 文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

イ 前回答申において文書の特定漏れが認定されており、また、実施機関の別の担当課は平成31年1月30日付け弁明書においてさらに特定漏れを起こしたことを自白している。それらの経緯を鑑みても、さらに特定漏れを行っていることが否定できない。

ウ 原処分について審査会で審査済みであるとの弁明があるが、実施機関が答申を尊重した裁決をするか、裁決通りの処分をするかどうかは、別の問題であり、実際に、答申とは異なる処分がなされることが生じている以上、審査済みであるということとはできない。

(2) 非公開情報該当性について

ア 一般的、抽象的な記述であれば、感染症発生届の内容であっても、氏名が記載されていない以上、条例第5条第1号には該当しないか、また

は該当したとしても、論文や専門書において、医療相談や法律相談の内容は患者本人が特定できないように匿名化した上で公表されていること、感染症が全国的に流行し、神奈川県ホームページにも掲載し、医師会宛に臨床診断例の報告について報告し、結核予防週間のリーフレットを送付し、感染症予防計画の意見照会をした旨が記載されている以上、情報の性質及び内容に鑑みて住所や発病日や感染推定日等を不開示とすれば、個人を識別もできず当該個人の正当な権利利益を害するおそれもない。

保険予防課長会議の開示文書に麻疹発生等の全国的な流行と記載されているとおり、国民の生命等に直結する情報である。そのような情報こそ、主権者の徹底的な批判に晒されるべきであり、開示することが条例第1条に適合するものと言うべきである。情報開示を受けて、主権者が行政と交渉したり、該当事案に係る案件でパブリック・コメントを提出したり、請願書を提出したり、裁判の証拠としたり、議員が議会で質問する材料としたりすることは当然の権利ないし義務であって、民主主義的な開かれた行政に必要不可欠なことであり、情報公開制度の趣旨、目的及び効果に適合するものであるから、条例第5条第1号には該当しない。

イ マニュアルの一部改訂については、措置入院は、精神保健及び精神障害者に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第28条の2及び厚生労働大臣の定める基準により、精神障害により自傷他害のおそれが著しいことのみにより決定されるものであり、その決定は精神保健指定医が行うものである。そして、措置症状と言われる精神障害による自傷他害のおそれが著しいことが滅失すれば、対象者の人権擁護の観点から直ちに措置入院を解除するものである。ゆえに、措置入院者の病状以外の要因により、措置入院が解除又は延長されるおそれは生じないため、措置入院の適正な遂行に支障は生じず、条例第5条第4号には該当しない。

むしろ、障害者の権利条約では強制入院自体の廃止が規定してあり、国連の自由権規約委員会や拷問禁止委員会からも、強制的精神医療に

関する情報の隠蔽をやめて、市民社会特に精神障害又はそうと見做された当事者の団体や人権擁護関連の市民団体と積極的に共有すべきであると勧告されている。それら条約及びガイドライン又は勧告の趣旨も反映すべきである。

また、精神保健福祉法に基づく実地審査マニュアルは、凄惨な強制的精神医療の現状に鑑みても、本来、パブリック・コメント等により広く国民の批判が検討されるべきものであり、主権者の徹底的な批判に晒されて改訂しなければならない。したがって、輪をかけて同条第4号には該当しない。

ウ 措置入院者の支援状況は、開示文書の記載からして、統計情報又は箇条書きであり、個人識別情報とは言えず、他の統計情報が神奈川県ホームページ上で公表されており、独立行政法人統計センターが運営しているホームページ「e-Stat」に掲載されていることも神奈川県ホームページに明記されている。また、精神医学の学術雑誌等で特定の施設（病院や学校や刑事収容施設等）における本件に相当する統計情報が公になっているにもかかわらず、本件情報のみを不開示とする理由はない。

また、障害者の権利条約では強制的精神医療自体の廃絶が規定されており、拷問禁止委員会や自由権規約委員会等の日本政府に対する勧告等によっても、本件対象は、障害の当事者団体や人権団体をはじめとする市民社会と積極的に共有しておくべきものであり、措置入院させられた人間の人権擁護のために重要な情報である。

アンケートと言う性質については、一律に同号による不開示としているが、個々のアンケートの記載内容が不開示事由に該当しない限り開示すべきである。

行政がアンケートを取る目的は、今後の施策の参考とすることであり、本件でも同様である。実際に、殆どの自治体は、アンケートの情報公開を一律不開示とせず、不開示事由に該当しない限り開示している。しかし、それらの自治体において処分庁の表明するおそれが現実のものとなっていない。

したがって、条例第5条第1号に該当しないか、例え該当したとしても、同号ただし書全てに該当する。

エ 措置入院者退院支援ガイドラインについては、国連勧告を見ても分かるとおり、拷問や懲罰が医療における治療や福祉における支援と称して正当化されてしまっていることを懸念する。対象者は、偏見を恐れて「支援」を拒否するのではなく、身体拘束、精神変容薬の大量投与、電気ショック、暴言、暴行を恐れて拷問や懲罰を拒否するのである。どのような人々を強制的精神医療によって無力化しようとしているのかを開示することで、目下、精神医療の強制によって想像を絶する人権侵害を受けている人間の権利を擁護するためにも開示すべきである。したがって、条例第5条第4号には該当しない。

オ 受講者といっても、医師会又は病院ごとに枠が与えられて各所属の医師会又は病院の職務として当該研修に参加している以上、当該受講者個人の活動ではなく、法人や任意団体としての活動として行っているということができる。そうすると、条例第5条第1号には該当せず、同条第2号該当性により開示・不開示を判断すべきであるが、かかる研修に参加したことが明らかになっても、法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、同条第2号にも該当しない。したがって、開示すべきである。

カ 連絡会議の構成員といっても、当該連絡会議ないし構成する法人ごとに枠が与えられて当該連絡会議ないし各所属の法人の職務として当該研修に参加している以上、当該受講者個人の活動ではなく、当該連絡会議や当該法人としての活動として行っているということができる。そうすると、条例第5条第1号には該当せず、同条第2号該当性により開示・不開示を判断すべきであるが、かかる会議に参加したことが明らかになっても、法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないから、同条第2号にも該当しない。したがって、開示すべきである。

(3) 条例第7条該当性について

ア 不開示部分は、いずれも、条例第7条に該当する。

イ 特定事件の重大性に鑑みて、ただし書の生命等保護規定や公益上の理由による裁量的開示規定は、まさに本件のような場合に発動すべきであって、言い換えれば、本件で発動しなければ如何なる場合にも同規定が発動されず、空文化することを懸念する。

(4) その他の主張

実施機関は、審査会の答申で開示の判断が出ている情報につき不開示と判断している。これは、条例第16条第1項の規定に違反するとともに、同条例及び行政不服審査法の全体の精神にも違反している。このような措置を繰り返すことで審査請求人に現金書留の高額な出費を強いており、これは由々しき事態である。

4 実施機関（担当：鎌倉保健福祉事務所三崎センター）の説明要旨

(1) 行政文書の特定の妥当性について

審査請求人は、文書の探索が不十分であることや、解釈上、行政文書に該当しないと判断したことが違法である旨主張しているが、次のとおり、かかる主張には理由がない。

審査請求人は、前回審査請求においても、上記と同様に文書の探索が不十分であること等を主張しており、この点については前回答申を受けて行った本件裁決においても明らかなように審査済みである。

当該審査の結果、本件請求の趣旨に照らし特定すべき文書は、本件裁決のとおり、前回処分において特定した文書及び本件処分において改めて特定した文書のみであるところ、この点について変わるところはなく、また、これを覆すような新たな事情もないことに鑑みれば、本件処分における文書の特定に遺漏はない。

よって、この点に関する審査請求人の主張には理由がない。

(2) 非公開情報該当性について

ア 別表の項番②の「非公開情報」欄に掲げる情報について

「特定感染症発生届」に記載されている住所等には、氏名が含まれていないものの、感染者の性別、年齢及び住所並びに感染症名、感染経路、感染地域、発病年月日及び感染推定日が記載されているため、特定の個

人を識別し得る情報に該当し、また、仮に特定の個人を識別し得ないとしても、特定の個人の病状に関する情報であり、個人の心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであるため、公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例第5条第1号本文に該当する。

そして、特定感染症は、緊急的な対策を要するものでないことから、同号ただし書エに該当することはない。また、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、イ及びウにも該当しないことは明らかである。

イ 別表の項番④の「非公開情報」欄に掲げる情報について

「精神科病院実地指導・入院者実地審査マニュアルの一部改訂について」には、措置入院における実地審査に係る改定について記載されているところ、かかる情報を公開すると、実地検査を避けるために、措置入院者の病状以外の要因により影響を受けた報告がなされ、措置入院が解除又は延長されるおそれが生じ、措置入院の適正な遂行に支障が生ずることとなる。よって、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 別表の項番⑧の「非公開情報」欄に掲げる情報について

標記非公開情報は、平成26年度から平成28年度までの措置入院者への支援状況について、県保健福祉事務所を対象にアンケートを行い、その結果を、県保健福祉事務所毎及び項目毎に集計したもの及び措置入院者を支援しなかった（できなかった）理由が記載されたものである。

集計件数は、数字が記載されたものであり、特定の個人を識別することができないとしても、措置入院は、精神疾患を抱える患者の医療へのアクセスを確保するための側面をも有する個人の内面と密接に関わる機微な性質を含む情報であるといえることができる。

また、「支援しなかった（できなかった）理由」欄に記載された情報も、特定の措置入院者に関わる詳細な情報が記載されたものであり、これも、機微な性質を含む情報であるといえることができる。

したがって、これらの情報は秘匿性が高いものであり、他人に知られることを特に忌避しなければならない性質を有するもので、極めて私的な情報であると評価することができることから、これを公開した場合、

個人の権利利益を害するおそれがあることは明らかであるということが出来る。よって、標記非公開情報は、条例第5条第1号本文に該当する。

また、標記非公開情報のうち、集計件数については、いかなる媒体においても公表されていないことから同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかであり、「支援しなかった（できなかった）理由」欄に記載された情報についても、同様に、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

エ 別表の項番⑬の「非公開情報」欄に掲げる情報について

標記非公開情報は、県保健福祉事務所別に集計された精神保健福祉法第23条（警察官が職務執行中に自傷他害のおそれのある精神障害者を発見したときに都道府県知事に行う通報義務について規定された条文）に基づく通報件数が記載されたものである。

標記非公開情報は、前記ウに掲げる集計件数と同質のものであることから、前記ウと同様に条例第5条第1号本文に該当する。

また、標記非公開情報は、いかなる媒体においても公表されていないことから、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

オ 別表の項番⑭の「非公開情報」欄に掲げる情報について

標記非公開情報は、措置入院者の退院支援に関する具体的な対応方法が記載されている。かかる情報には、積極的支援を必要とする対象者について、その属性等が表記されているため、これらの情報を公開することにより、対象とする精神障害者が偏見をおそれて支援を拒否する等、円滑な支援に支障を及ぼすおそれがある。よって、条例第5条第4号柱書に該当する。

カ 別表の項番⑮の「非公開情報」欄に掲げる情報について

標記非公開情報は、県内医師会又は病院毎に記載された神奈川県地域災害医療コーディネート研修に参加した受講者の氏名であり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、条例第5条第1号本文に

該当する。また、かかる情報の内容に鑑みれば、かかる情報が条例第5条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

キ 別表の項番⑩の「非公開情報」欄に掲げる情報について

標記非公開情報は、神奈川メンタルヘルス対策推進連絡会議を構成する特定の4法人の担当者の役職及び氏名であり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が記載されていることから、条例第5条第1号本文に該当する。また、かかる情報の内容に鑑みれば、かかる情報が条例第5条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

(3) 条例第7条該当性について

条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることに鑑みると、ここにいう「公益上特に必要があると認められるとき」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、人の生命・身体などの保護の必要性よりも、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護する特別の必要性がある場合を意味すると解される。

審査請求人は、本件非公開情報が条例第7条に該当する旨主張するが、本件処分において非公開とした情報の内容に鑑みれば、これらの情報を公開したとしても、人の生命・身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的・公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難であると言わざるを得ない。よって、かかる情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、条例第7条に基づき裁量的公開をしなかったことは適当である。

5 審査会の判断理由

(1) 行政文書の特定の妥当性について

審査請求人は、文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外若しくは解釈上の不存在と判断することが違法であると主張している。これに対し実施機関は、本件裁決において明らかなように、行政文書の特定については既に審査済みであり、これを覆す新たな事情もないため、文書の特定に遺漏はない旨主張している。そこで、以下、本件処分における行政文書の特定の妥当性について検討する。

この点、当審査会は前回答申において、実施機関は別表の「行政文書名」欄に掲げる文書を対象文書として特定した上、改めて諾否決定を行うべき旨の判断を示した。そして、その後の本件裁決の内容及び本件処分の内容を確認したところ、当審査会による前回答申に沿った判断が行われていることが認められ、当該文書以外に請求内容に合致する文書の存在をうかがわせる新たな事情も認められない以上、行政文書の特定に遺漏はないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、本件処分における行政文書の特定は妥当である。

(2) 非公開情報該当性について

当審査会は、本件非公開情報が条例第5条各号に定める非公開情報に該当するか否かについては、別表の「当審査会が判断を示した過去の答申」欄に掲げた答申で判断済みであることから、以下、当該答申を踏まえて当審査会の判断を示すこととする。

ア 別表の項番①の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、認知症サポーター養成事業の一環として実施された認知症キャラバンメイト研修に公務として参加した県職員に関する情報のうち、研修修了者に割り当てられたID（以下「修了ID」という。）及び姓変更に関する情報であると認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としているため、以下個別に検討する。

(ア) 修了IDに関する情報

修了IDは県職員がその職務として受講した研修を修了した結果として付与された番号である以上、条例第5条第1号ただし書ウに

規定する公務員等の職務遂行の内容に関する情報と認められることから、実施機関は標記情報を公開すべきである。

(イ) 姓変更に関する情報

当審査会は答申第700号において、標記情報は「研修を修了した県職員の氏名とともに記載されたものであることから、特定の個人を識別できる情報であることは明らかである」としたうえで、「ただし書アからエまでのいずれにも該当しない」と判断した。

そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

イ 別表の項番②の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、実際の罹患例に基づいて作成された特定感染症発生届に記載された感染者の性別、年齢、住所、感染経路、感染推定日等を整理したものであると認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的公開情報のいずれにも該当しないことを理由に非公開としている。

この点、標記情報には感染者の氏名が含まれていないものの、感染地域や感染経路など、地域住民等一定の範囲の者が知れば個人特定につながり得る情報が含まれており、標記情報が特定感染症への罹患という一般的には他人に知られることを忌避する性質の情報であることも踏まえれば、標記情報は、条例第5条第1号本文に規定する「公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と認められる。

よって、実施機関が条例第5条第1号本文に該当することを理由に標記情報を非公開としたことは妥当である。

ウ 別表の項番③、⑪、⑰及び⑱の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、特定事件を受けて特定施設職員向けに実施された職員面接に係る公表前の面接対応実績人数であることが認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は別表の項番③及び⑩の「非公開情報」欄に掲げる情報については答申第792号において、また、別表の項番⑪及び⑬の「非公開情報」欄に掲げる情報については答申第795号において、それぞれの答申の対象となった処分時（平成30年12月26日及び平成31年1月31日）には、最終的な面接対応実績人数は記者発表されていたと思料され、仮に、公表前の面接対応実績人数が記者発表された最終的な面接対応実績人数と一致しないものであったとしても、公表前の面接対応実績人数が途中経過の数値にとどまるものであったことは明白となっている以上、公表前の面接対応実績人数を公開したとしても、最終的な記者発表数値の正確性に疑義を生じさせるような事態につながるとは想定し難く、公開しても条例第5条第4号柱書に規定する「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとは認められないため、実施機関は公表前の面接対応実績人数を公開すべきであると判断した。

本件審査請求においても、本件処分時点（平成31年2月4日）には、最終的な面接対応実績人数は記者発表されていたと思料され、かつ、上記判断を覆すに足りる新たな事情も認められない以上、標記情報は、条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報とは認められないため、これを公開すべきである。

エ 別表の項番④の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、精神科病院実地指導・入院者実地審査マニュアルの一部改訂の内容に関するものであると認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第690号において、標記情報は「これを公開することにより、実地審査を避けようとする精神科病院が、措置入院患者の病状以外の要因を考慮した病状報告を行う等適切な措置入院が行われなくなるおそれがあると認められる」ことから、条例第5条第4号柱

書に規定する事務等に関する情報に該当すると判断した。

そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

オ 別表の項番⑤及び⑥の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、項番⑤の「非公開情報」欄に掲げる情報は、精神科病院の实地指導に係る特定年度における項目別の指導実績件数であり、項番⑥の「非公開情報」欄に掲げる情報は、その翌年度における重点指導項目案であると認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第690号において、「重点指導項目を過年度の指導実績件数に応じて決定しているという事情に鑑みれば、前者の情報は、後者の情報と実質的に同一であるということが出来る。」としたうえで、「重点指導項目案は、本件処分があった年度に行うことを予定していた精神科病院の实地指導に係るものであって、実施機関が説明するとおり、公開することにより、实地指導の対象となった精神科病院が当該重点指導項目の内容を満たすよう関係書類を整備する等、实地指導の内容を形骸化する事態を招くおそれがあると認められる」ことから、条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当すると判断した。

そして、本件処分時においては特定年度及びその翌年度の实地指導は既に終了していることが認められるものの、实地指導が毎年度実施される事務であることを踏まえると、標記情報の公開により实地指導の実施に関する傾向が明らかになることで、今後実施されることとなる实地指導の形骸化を招くおそれがあると認められる。

よって、実施機関が条例第5条第4号柱書に該当することを理由に標記情報を非公開としたことは妥当である。

カ 別表の項番⑦の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、休日・夜間における精神科病院の救急医療体制に関する情報であると認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第690号において、「標記情報は、精神科救急医療体制に関する情報であって、休日及び夜間における精神科救急の受入を行う医療機関に関する情報であるところ、同体制にあっては、休日及び夜間における精神科救急に対応できる医療機関が極端に少ない現状にあって、対応可能な限られた医療機関及び病床を最大限に活用するため、行政職員がトリアージにより優先順位を決定し、当該優先順位に従って急患搬送、病院選定等を一元的に管理していることが認められる。」としたうえで、「このように限られた医療機関及び病床を最大限に活用するため、行政職員がトリアージによる優先順位付けを行っている状況に鑑みると、かかる情報を公開することにより、トリアージを経ず、各医療機関で直接的に救急対応を行わざるを得ない事態が生じ、休日及び夜間における精神科救急医療体制自体が成り立たなくなることは容易に想定されるものである」ことから、条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当すると判断した。

そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

キ 別表の項番⑧の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、県保健福祉事務所及び県内保健所ごとに、措置入院者にかかる各項目を統計として集計し、また、措置入院者への支援について、支援に至らなかった個別具体的な理由を整理したものであると認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的公開情報のいずれにも該当しないことを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第792号において、標記情報は「県保健福祉事務所及び県内保健所ごとに整理されたものであって、集計値も決して大きくないこと、また、支援に至らなかった理由が個別具体的に整理されていること、さらに、『措置入院』という個人の人格、内面等に密接にかかわる情報であることに鑑みると、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。」とし、また、「条例第5条第1号ただし書アからエまでに規定する例外的公開情報にも該当しない」と判断した。

そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

ク 別表の項番⑨及び⑩の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、項番⑨の「非公開情報」欄に掲げる情報は、県保健福祉事務所及び県内保健所における措置入院にかかる課題、成果等を整理したものであり、また、項番⑩の「非公開情報」欄に掲げる情報は、特定の保健福祉事務所における措置入院の事例として、特定の者を念頭に、措置入院に係る具体的状況が記載されたものであると認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第792号において、標記情報は「特定の保健福祉事務所における措置入院の事例として、特定の者を念頭に、措置入院に係る具体的状況が記載されたものである。」として、前記キに掲げる情報と同様の理由により、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開とした実施機関の判断を妥当とした。

そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

ケ 別表の項番⑫及び⑬の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、特定2カ年度分の「保健所等別23条通報状況（県域）」と題する行政文書及び「警察署別23条通報受付状況」と題する行政文書に含まれる情報であり、各地域における保健所等及び警察署ごとの、精神保健福祉法第23条の規定に基づく通報を受けての診察件数、不実施件数、取り下げ件数、これらの合計値、措置診察不実施理由、通報時間帯及び診察時間帯であると認められる（以下、これらを総称して「通報情報件数等」という。）。

実施機関は弁明書において、標記非公開情報は、項番⑧に掲げる集計件数と同質のものであることから、項番⑧と同様に条例第5条第1号本文に該当し、いかなる媒体においても公表されていないことから、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかであると主張している。

しかし、通報情報件数等には、単なる数字や項目が記載されているに過ぎず、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報とは認められないことから、実施機関は標記情報を公開すべきである。

コ 別表の項番⑭の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、各保健福祉事務所等による積極的な支援を要する措置入院退院者の判断基準を示したものであると認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第792号において、標記情報は「公開することにより、退院後の支援を忌避する者が、同基準を参考に支援を受けないで済むように振る舞う等して、円滑な支援の実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる」として、条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当すると判断した。

そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第4号柱書に規

定する事務等に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

サ 別表の項番⑮の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、「神奈川県地域災害医療コーディネート研修 受講状況」と題する文書に記載されている受講者の氏名と認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的公開情報のいずれにも該当しないことを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第795号において、標記情報は「条例第5条第1号本文に規定する『個人に関する情報（略）』であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの』に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的な公開情報のいずれにも該当しないことは明らかである」ことから、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当すると判断した。

そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

シ 別表の項番⑯の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、「神奈川メンタルヘルス対策推進連絡会議 特定年度 構成員名簿」と題する文書に記載されている構成員のうち、特定の4法人の担当者の役職名及び氏名であると認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的公開情報のいずれにも該当しないことを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第795号において、標記情報は「条例第5条第1号本文に規定する『個人に関する情報（略）』であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの』に該当し、かつ、同号ただし

書アからエまでに規定する例外的な公開情報のいずれにも該当しないと認められることから、実施機関が標記情報を同号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。」と判断した。

そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的な公開情報のいずれにも該当しないものとして非公開としたことは妥当である。

ス 別表の項番⑱の「非公開情報」欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、標記情報は、特定年度研究奨励表彰の予備選考集計結果の得票数に関する情報であると認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第805号において、「当該表彰が例年実施される事業であることを踏まえると、標記情報を公開することで、採点の傾向や基準が明らかとなり、関係者からの選考に関する要望や関係者間の摩擦を惹起することが懸念されるとする実施機関の説明は不合理とはいえず、今後も継続する表彰事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることは否定できない」として、条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当すると判断した。そして本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

なお、本件処分において実施機関は、予備選考集計結果の得票数のみを非公開としているが、同一実施機関の別の事務担当室課所が過去に行った処分においては、予備選考集計結果の得票数のみではなく、表彰候補となった作品の演題名、演者の氏名、演者の所属名等の情報（以下「その他表彰情報」という。）も含めて、条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報として非公開とされており、当審査会は当該処

分を妥当と判断した（答申第795号）。そして本件処分においても、その他表彰情報を含めて非公開としなければ、採点の傾向や基準が明らかとなり、関係者からの選考に関する要望や関係者間の摩擦を惹起することが懸念されることは否定し得ず、今後も継続する表彰事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることに変わりはないと認められる。したがって、その他表彰情報についても条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報として非公開とすべきであったものであり、非公開情報該当性の判断に適切ではない点があったことをここに申し添える。

セ 別表の項番㊸の「非公開情報」欄に掲げる情報

標記情報は、特定年度の「神奈川県公衆衛生協会長表彰被表彰者推薦一覧」と題する行政文書に含まれる情報の一部であり、被表彰候補者の氏名及び推薦団体名の一部並びに職業等、年齢、生年月日、県内活動年数、会員確認欄及び推薦事項の全てが非公開とされていることが認められる。

実施機関は、標記情報が条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第805号において、「標記情報には被表彰候補者の氏名が含まれていることから、その余の非公開情報も被表彰候補者の氏名と一体となって、全体として条例第5条第1号本文に規定する『個人に関する情報（略）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの』と認められる」ことから、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するとしたことは妥当と判断した。そして本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第1号本文に規定する事務等に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

なお、本件処分において実施機関は、被表彰候補者の氏名及び推薦団体名の一部（以下「一部氏名等情報」という。）を公開しているが、同一実施機関の別の事務担当室課所が過去に行った処分においては、一部氏名等情報についても条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する

情報として非公開とされている。この点、当審査会は答申第795号において、一部氏名等情報も含めて、これを「公開することで、採点の傾向や基準が明らかとなり、関係者からの選考に関する要望や関係者間の摩擦を惹起することが懸念されるとする実施機関の説明は不合理とはいえず、今後も継続する表彰事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることは否定できない」として当該処分を妥当と判断した。そして本件処分においても、一部氏名等情報も含めて非公開としなければ、採点の傾向や基準が明らかとなり、関係者からの選考に関する要望や関係者間の摩擦を惹起することが懸念されることは否定し得ず、今後も継続する表彰事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることに変わりはないと認められる。したがって、実施機関は一部氏名等情報についても条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報として非公開とすべきであったものであり、ここでも非公開情報該当性の判断に適切ではない点があったことを申し添えておく。

(3) 裁量的公開について

審査請求人は、本件非公開情報について、条例第7条の規定に基づく裁量的公開を求めているが、本件処分においては同条に規定する「公益上特に必要がある」場合と判断するに足りる事情は認め難いことから、実施機関が本件非公開情報の裁量的公開を実施しなかったことは妥当である。

(4) その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 附言

当審査会が、本件処分に係る「行政文書一部公開決定一部変更決定通知書」と題する書面を確認したところ、実施機関が条例第5条各号に該当すると判断した理由の記載が、単なる条文の引用にとどまるものとなっており、各号に該当すると判断した具体的な理由の記載が認められなかった。

かかる理由付記は、実施機関に非公開理由の付記を義務付けた条例第10条第3項の趣旨、すなわち、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してそ

の恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与えるという趣旨に反するものといわざるを得ない。

そして、上記理由付記規定の趣旨に鑑みれば、理由付記の不備は、審査請求後の弁明書における理由の補足によって治癒されるものではないと解すべきであるから、本件処分における理由付記は不十分であったといわざるを得ない。

今後、実施機関が行政文書公開請求に対して非公開決定を行うにあたっては、条例第10条第3項の上記趣旨を達するに足りる具体的理由を付記することを徹底するよう、ここに附言する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

項番	行政文書名	非公開情報	当審査会が判断を示した過去の答申
①-1	平成28年9月保健福祉事務所保健予防課長会議資料	「認知症キャラバンメイト研修修了者名簿」の研修修了者の修了IDに関する情報	—
①-2		「認知症キャラバンメイト研修修了者名簿」の研修修了者の姓変更に関する情報	答申第700号
②		「特定感染症発生届」の感染者に関する情報	—
③		「特定事件に係る職員のこころのケア対応概要」の面接対応実績数	答申第792号
④	平成28年度第1回保健福祉事務所等精神保健福祉業務担当者会議資料	「精神科病院実地指導・入院者実地審査マニュアルの一部改訂について」の「1趣旨」の一部、「2改定内容」の一部及び「3施行期日」を除く情報	答申第690号
⑤		「特定年度判定表番号別指導項目件数表」のタイトルを除く情報	答申第690号
⑥		「特定年度精神科病院実地指導における重点指導項目について（案）」のタイトルを除く情報	答申第690号
⑦		「神奈川県精神科救急医療体制（4縣市協調）」の特定の病院に関する情報	答申第690号
⑧	平成28年度第2回保健福祉事務所等精神保健福祉業務連絡会資料	「保健福祉事務所・保健所による措置入院者の支援状況」の各種集計件数及び「支援しなかった（できなかった）理由」	答申第792号
⑨		「保健福祉事務所・保健所による措置入院者の支援状況（2）」の記載内容	答申第792号
⑩		「厚木保健福祉事務所別表」の記載内容	答申第792号

別表（続き）

項番	行政文書名	非公開情報	当審査会が判断を示した過去の答申	
⑪		「特定事件に係る職員のこころのケア対応概要」の面接対応実績数	答申第 792 号	
⑫		「特定年度保健所等別 23 条通報状況／特定年度保健所等別 23 条通報状況」の各保健所管内の件数	—	
⑬		「特定年度警察署別 23 条通報状況／特定年度警察署別 23 条通報受付状況」の各警察署域内の件数	—	
⑭		「措置入院者退院支援ガイドライン」の「Ⅲガイドライン」（２）積極的支援の要否判断の①～④	答申第 792 号	
⑮	平成 28 年 9 月定例所長会議資料	「神奈川県地域災害医療コーディネート研修 受講状況」の受講者の一部に関する情報	答申第 795 号	
⑯		「神奈川メンタルヘルス対策推進連絡会議特定年度構成員名簿」の出欠状況以外の構成員に関する情報	答申第 795 号	
⑰		「特定施設への支援について」の面接対応実績数	答申第 795 号	
⑱		「特定事件に係る職員のこころのケア対応概要」の面接対応実績数	答申第 795 号	
⑲		「特定年度研究奨励表彰予備選考集計結果」の得票数に関する情報	答申第 805 号	
⑳		「特定年度神奈川県公衆衛生協会会長表彰被表彰者推薦一覧」の被表彰者に関する情報	答申第 805 号	
㉑		（再掲）平成 28 年度第 2 回保健福祉事務所等精神保健福祉業務連絡会資料	「県域保健福祉事務所による措置入院者への支援状況」の各種件数及び割合（※）	—

（※）当初処分において非公開とされていたが、本件処分において全部公開へ変更されている。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年7月16日 (収受)	○ 諮問
令和7年1月21日 (第252回部会)	○ 審議
令和7年2月17日 (第253回部会)	○ 審議
令和7年3月17日 (第254回部会)	○ 審議
令和7年4月24日 (第255回部会)	○ 審議
令和7年6月26日 (第257回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
釧 持 麻 衣	関東学院大学准教授	部 会 員
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(令和7年7月29日現在) (五十音順)